

国保だより

国民健康保険料の賦課限度額・軽減判定所得が改正されました

問 住民福祉課 国保年金係 ☎62-9111

4月から制度改正により、保険料の賦課限度額および低所得者に対する保険料の軽減判定所得が改正されました。

賦課限度額の改正

国民健康保険料の賦課限度額が下表のとおり改正されました。対象となるのは、基礎賦課額（医療分）、後期高齢者支援金賦課額（支援分）となります。

賦課区分	改正前	改正後
基礎賦課額	52万円	54万円
後期高齢者支援金賦課額	17万円	19万円
介護納付金賦課額	16万円	



保険料の減額の対象となる所得基準の改正

保険料の均等割・平等割にかかる軽減判定所得が下表のとおり改正されました。

軽減判定区分	改正前	改正後
7割軽減基準額	基礎控除額(33万円)	
5割軽減基準額	基礎控除額(33万円) + 26万円 × 被保険者数	基礎控除額(33万円) + 26.5万円 × 被保険者数
2割軽減基準額	基礎控除額(33万円) + 47万円 × 被保険者数	基礎控除額(33万円) + 48万円 × 被保険者数

年金だより

平成28年度 国民年金保険料が変わります!

問 岡谷年金事務所 ☎23-3661 または 住民福祉課 国保年金係 ☎62-9111

◆平成28年4月からの国民年金保険料 16,260円(月額)

国民年金保険料の納付には口座振替が利用できます。口座振替を利用すると保険料が自動的に引き落とされるので、金融機関等に行く手間が省けるうえ、納め忘れもなく便利です。また、口座振替や前納制度を利用されると割引が適用されます。

平成28年度 国民年金保険料 納入額早見表(現金納付・口座振替比較)

平成28年度	1ヵ月分		6ヵ月分		1年度分		2年度分	
	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額
毎月納付(納付書による現金納付および翌月末振替の口座振替)	16,260円	—	97,560円	—	195,120円	—	393,000円	—
毎月振替【早割】(当月末振替の口座振替)	16,210円	50円	97,260円	300円	194,520円	600円	391,800円	1,200円
6ヵ月前納(現金納付)	—	—	96,770円	790円	193,540円	1,580円	—	—
6ヵ月前納(口座振替)	—	—	96,450円	1,110円	192,900円	2,220円	—	—
1年前納(現金納付)	—	—	—	—	191,660円	3,460円	—	—
1年前納(口座振替)	—	—	—	—	191,030円	4,090円	—	—
2年前納(口座振替)(現金納付のお取り扱いはありません)	—	—	—	—	—	—	377,310円	15,690円

※一部納付(一部免除)されている方の口座振替方法は「毎月納付(翌月末振替)」のみの利用となります。

※平成29年度の保険料額 16,490円(月額)